

新規就農研修のご案内

問 農林振興課 営農推進係
☎476-1111(515)

大崎町では、令和4年度から新たに独立就農を目指す方に農業技術等を習得していただくための研修事業を予定しています。

◆研修品目

施設ピーマン



◆研修期間・研修方法

研修期間：2年間（7月1日研修開始、2年後の6月30日研修終了）

研修方法：1年目…町内ピーマン農家で実地栽培研修 2年目…独立経営方式の研修

※畑かんセンター開催の農業基礎講座、簿記研修やJAの現地検討会等指導体制あり

※研修手当あり



◆研修条件等

- ・農業に対する熱い思いと意欲がある新規就農希望者
- ・大崎町に住所を有する方（研修開始時に大崎町内に移住し、研修終了後も引き続き大崎町内に定住し就農できる方）
- ・概ね45歳未満で、心身共に健康である方
- ・2年目の研修中の無収入期間（5ヵ月間程）や必要農機具を購入するための自己資金がある方等

◆申請方法

令和4年度の事業ですので、3月議会承認後、町ホームページや4月広報紙で募集いたします。

※申請の前に体験実習（4月下旬を予定）を受講していただきますので、申請を予定される方は事前にご連絡くださいますようお願いいたします。

◆その他

詳しくは農林振興課営農推進係へお問い合わせください。

施設の使用申込み受付可能日が変わります

問 社会教育課 生涯学習係
☎476-1111(422)

社会教育施設や社会体育施設の使用申込み受付が、令和4年4月から変わります。

（新）

申込み日から起算して2ヶ月先の日時まで受け可能

例：4月1日申込みなら6月1日までの間
4月30日申込みなら6月30日までの間

（旧）

当月に申し込んだ場合、翌月末までの受け可能

例：4月1日申込みなら5月31日までの間
4月30日申込みでも5月31日までの間

※ 社会教育施設・・・大崎町中央公民館、中沖地区公民館、立小野ふれあい館、教育集会所等
社会体育施設・・・大崎町総合体育館、各運動公園、グラウンド等